

VI 遊漁船業の登録制について

1 遊漁船業とは

「遊漁船業」とは、船釣り業、磯渡し業（瀬渡し業）などのことです。法律では、「船舶により乗客を漁場に案内し、釣り、その他定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう」と定義されています。

たとえ年1回であっても、営利を目的に遊漁船業を営む場合は、登録する必要があります。

なお、水産動植物の採捕をさせない島巡りなどの観光遊覧やダイビング案内業などは「遊漁船業」には該当しません。

2 遊漁船業の登録制度

「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき、遊漁船業を営もうとする者は、営業所ごとに県知事へ「登録」しないと営業できません。

なお、登録は5年ごとの更新制です。

※業務停止命令等を受けた場合は、有効期間が短縮されますので
ご注意ください。

3 登録の要件等

登録の要件のうち主なものは、次のとおりです。

- (1) 利用者の安全管理等に当たる遊漁船業務主任者を選任していること。
- (2) 遊漁船業務主任者は、県などが実施する「遊漁船業務主任者講習」を受講する必要があります。なお、遊漁船業を継続する場合、5年に1回は受講しなければなりません。
- (3) 乗客損害賠償保険等（保険契約額が利用定員1人あたり5千万

円以上) に加入していること。

(4) 業務規程を定めていること

※業務規程：出航の中止基準や事故が発生した場合の対処方法、釣り等に関する規制の周知方法等事業の実施方法を定めたもの。

(5) 法で定めた登録の拒否要件に該当しないこと。

4 遊漁船業登録の手続き

所定の様式に従って登録申請書を作成し、必要な書類を添えて、営業所の所在地を管轄する地域振興局又は支庁林務水産課に申請してください。

なお、申請書には登録申請手数料（新規：1万5千円，更新：1万2千円）に相当する県収入証紙を貼付してください。

※申請に必要な添付書類については、最寄りの地域振興局等にお問い合わせください。

5 申請等の様式について

地域振興局等で配布しています。

県のホームページにも掲載してありますので、プリントしてご利用ください。

【鹿児島県ホームページ掲載場所】

トップページアドレス <http://www.pref.kagoshima.jp/>

ホーム>産業・労働>林業・水産業>水産業>遊漁船業の登録手続きについて（令和6年4月以降）

○登録申請，業務規定，変更届出書，廃業等届出書の提出先

名 称	所 在 地	管轄区域
鹿児島地域振興局 農林水産部林務水産課	〒 892-8520 鹿児島市小川町 3-56 TEL (直) 099-805-7358 099-805-7359 FAX 099-805-7407	鹿児島市，日置市，いち き串木野市，三島村，十 島村
南薩地域振興局 農林水産部林務水産課	〒 897-0031 南さつま市加世田東本町 8-13 TEL (直) 0993-52-1337 FAX 0993-52-1331	南さつま市，指宿市，枕 崎市，南九州市
北薩地域振興局 農林水産部林務水産課 (出水市駐在)	〒 899-0202 出水市昭和町 18-18 TEL (直) 0996-62-5915 FAX 0996-63-2542	出水市，阿久根市， 薩摩川内市，さつま町， 長島町
始良・伊佐地域振興局 農林水産部林務水産課	〒 899-5212 始良市加治木町諏訪町 12 TEL (直) 0995-63-8162 FAX 0995-63-8325	伊佐市，湧水町，霧島市， 始良市
大隅地域振興局 農林水産部林務水産課	〒 893-0011 鹿屋市打馬 2-16-6 TEL (直) 0994-52-2165 FAX 0994-52-2166	曾於市，志布志市，垂水 市，鹿屋市，大崎町，東 串良町，肝付町，錦江町， 南大隅町
熊毛支庁 農林水産部林務水産課	〒 891-3192 西之表市西之表 7590 TEL (直) 0997-22-1831 FAX 0997-22-0474	西之表市，中種子町，南 種子町，屋久島町
大島支庁 農林水産部林務水産課	〒 894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3 TEL (直) 0997-57-7288 FAX 0997-57-7290	奄美市，龍郷町，大和村， 宇検村，瀬戸内町，喜界 町，徳之島町，天城町， 伊仙町，和泊町，知名町， 与論町

○業務主任者講習の受講申込先

県庁水産振興課 (漁業監理係)	〒 890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 TEL (直) 099-286-3439 FAX 099-286-5613	全ての市町村
--------------------	---	--------

【手数料】

区 分	手数料	備 考
遊漁船業登録申請手数料	1 5, 0 0 0円	新規登録時に必要
遊漁船業登録更新申請手数料	1 2, 0 0 0円	更新登録時に必要(5年毎)
遊漁船業務主任者講習受講手数料	6, 0 0 0円	5年毎の受講が必要